

第 1 編

参議院議員通常選挙の大要

月 日	選挙 期日前	事 項	摘 要
5月18日 (火)	-54	○名簿届出予定政党等に対する事前説明会《総務省》 ○参議院名簿登載予定者に対する事前説明会《総務省》 ○政見放送等に関する放送局との協議 ○市区町村への在外投票用投票用紙等の配付	
5月19日 (水)	-53		
5月25日 (火)	-47		
5月26日 (水)	-46	○在外選挙人への投票用紙等交付開始	市区町村
5月27日 (木)	-45		
5月31日 (月)	-41		
6月1日 (火)	-40	投・開票速報市町村事務担当者説明会	地下第1会議室
6月2日 (水)	-39	投・開票速報市町村事務担当者説明会	地下第1会議室
6月3日 (木)	-38		
6月4日 (金)	-37	○不在者投票を行うことができる病院等の指定報告期限 ○個人演説会の公営施設の指定報告期限	
6月5日 (土)	-36		
6月6日 (日)	-35		
6月7日 (月)	-34	○立候補予定者説明会	大阪赤十字会館 午後1時15分
6月8日 (火)	-33	○市区町村選挙管理委員会との打合せ会議 (委員長・書記長会議) (事務担当者会議) ○都道府県投・開票速報事務担当者会議《総務省》	国民会館 午前11時 午後1時30分 総務省講堂

月 日	選挙 期日前	事 項	摘 要
6月9日 (水)	-32		
6月13日 (日)	-28		
6月14日 (月)	-27	○立候補届及び通称使用の事前審査の開始	
6月15日 (火)	-26		
6月16日 (水)	-25	通常国会 閉会	
6月17日 (木)	-24	○投・開票速報リハーサル（府・市町村連携リハーサル）	地下第1会議室 午後2時30分
6月18日 (金)	-23	○投票用紙の配付（当日・期日前・不在者投票用及び点字投票用）	
6月19日 (土)	-22		
6月20日 (日)	-21		
6月21日 (月)	-20	○選挙人名簿縦覧場所の告示期限 ○在外選挙人名簿縦覧場所の告示期限	市区町村 市区町村
6月22日 (火)	-19	○立候補届出受付の準備及びリハーサル	第1委員会室 午後1時
6月23日 (水)	-18	○選挙人名簿の登録基準日及び登録日 ○選挙人名簿登録者数の報告受理及び集計 ○在外選挙人名簿登録期限 ○在外選挙人名簿登録者数の報告受理及び集計 ○選挙運動に関する支出制限額の算出 ○ポスター掲示場の設置完了	市区町村 市区町村
6月24日 (木)	-17	選挙期日の公示日	立候補受付場所 選挙運動用証明物品交付場所 正午まで 第1委員会室 正午以降 選管事務局 受付時間 午前8時30分～午後5時

月 日	選挙 期日前	事 項	摘 要
6月25日 (金)	-16	○選挙公報掲載申請の受理期限 ○選挙公報掲載順序の決定 [選挙区] ○期日前投票及び不在者投票の開始 ○期日前及び不在者投票記載場所の氏名掲示の開始 ○期日前及び不在者投票記載場所の政党名等掲示の開始 ○点字の候補者(名簿届出政党等)名簿の発送	午後5時まで 第1委員会室 午後5時30分 市区町村 市区町村
6月26日 (土)	-15	○個人演説会(公営施設)の使用開始 ○名簿届出政党等に関する総務省通知の受理及び送付[比例代表]	
6月27日 (日)	-14	○期日前及び不在者投票者数集計(1回目) ○選挙公報掲載順序の決定[比例代表] ○選挙公報の印刷・配送開始[選挙区]	監査室 午前10時30分
6月28日 (月)	-13	○点字・音声テープ版の選挙公報の発送 ○選挙公報掲載文の写の受領[比例代表]	
6月29日 (火)	-12	○氏名掲示(印刷製版分・短冊形式)の配付[選挙区] ○政党名等掲示(印刷製版分)の配付[比例代表]	
6月30日 (水)	-11	○選挙公報の印刷・配送開始[比例代表]	
7月1日 (木)	-10		
7月2日 (金)	-9	○投・開票速報リハーサル(大阪府投開票速報総合リハーサル) ○不在者投票施設に選挙公報を送付	地下第1会議室 午後2時30分
7月3日 (土)	-8		
7月4日 (日)	-7	○期日前及び不在者投票者数集計(2回目)	
7月5日 (月)	-6		
7月6日 (火)	-5	○投票所の告示期限	市区町村
7月7日 (水)	-4	○郵便等による不在者投票用紙の請求期限(在外選挙人含む)	
7月8日 (木)	-3	○選挙立会人、選挙分会立会人の届出期限 ○選挙立会人、選挙分会立会人の決定及び通知 ○開票立会人の届出期限 ○開票立会人の決定	第1委員会室 午後5時30分 市区町村 市区町村

月 日	選挙 期日前	事 項	摘 要	
7月9日 (金)	-2	○政見放送の終了期限 ○選挙公報の世帯配布期限 ○委員長声明の発表 ○期日前及び不在者投票者数集計（3回目）		
7月10日 (土)	-1	○期日前投票及び不在者投票の期限 ○期日前及び不在者投票者数集計（4回目）		
7月11日 (日)	0	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>選挙期日</td> </tr> </table> ○投・開票 ○投・開票速報の受信 ○開票結果報告の受理、点検 ○投・開票結果調の作成	選挙期日	
選挙期日				
7月12日 (月)	1	○選挙会の開催 [選挙区] ○当選証書付与式 [選挙区] ○選挙分会の開催 [比例代表]	第1委員会室 午後3時 第2委員会室 午後3時30分 第1委員会室 午後4時	
7月13日 (火) }	2 }			
7月25日 (日)	14			
7月26日 (月)	15	○選挙運動費用収支報告書の提出期限		
7月27日 (火) }	16 }			
8月9日 (月)	29			
8月10日 (火)	30	○選挙の効力に関する訴訟の提起期限		
8月11日 (水)	31	○当選の効力に関する訴訟の提起期限		
8月12日 (木)	32	○供託物の返還及び没収手続の開始		

1 選挙人名簿登録者数及び在外選挙人名簿登録者数

(1) 選挙人名簿登録者数

選挙時登録については、次の日程で登録が行われた。

- ・被登録資格の決定の基準となる日
平成22年6月23日(水)(ただし、年齢は選挙期日により算定する。)
- ・登録を行う日
平成22年6月23日(水)
- ・縦覧に供する期間
平成22年6月24日(木)

平成19年参議院議員通常選挙の選挙時登録から今般の参議院議員通常選挙までの登録者の推移は、次のとおりである。

登録日	政令市		市部 (政令市を除く)	郡部	府計
	大阪市	堺市			
平成19年7月11日 (参議院選挙)	2,109,391	678,938	4,169,559	157,232	7,115,120
平成19年9月2日 (定時登録)	2,101,378	676,818	4,149,792	156,515	7,084,503
平成19年12月2日 (定時登録)	2,101,350	677,385	4,150,124	156,652	7,085,511
平成20年1月9日 (知事選挙)	2,103,230	677,980	4,152,976	156,784	7,090,970
平成20年3月2日 (定時登録)	2,102,043	677,638	4,148,056	156,601	7,084,338
平成20年6月2日 (定時登録)	2,101,903	677,589	4,148,378	156,648	7,084,518
平成20年9月2日 (定時登録)	2,108,175	677,897	4,147,956	156,436	7,090,464
平成20年12月2日 (定時登録)	2,111,183	678,755	4,151,067	156,482	7,097,487
平成21年3月2日 (定時登録)	2,111,167	678,756	4,149,478	156,267	7,095,668
平成21年6月2日 (定時登録)	2,112,001	678,906	4,148,452	156,102	7,095,461
平成21年8月17日 (衆議院選挙)	2,119,206	679,923	4,151,501	155,936	7,106,566
平成21年9月2日 (定時登録)	2,118,922	679,816	4,149,041	155,866	7,103,645
平成21年12月2日 (定時登録)	2,122,305	680,348	4,152,238	155,782	7,110,673
平成22年3月2日 (定時登録)	2,122,159	680,378	4,150,924	155,713	7,109,174
平成22年6月2日 (定時登録)	2,122,646	680,765	4,149,725	155,646	7,108,782
平成22年6月23日 (参議院選挙)	2,125,691	681,671	4,155,388	155,755	7,118,505

(2) 在外選挙人名簿登録者数

登録については、申請に基づいて随時行われるが、選挙の期日の公示から選挙の期日までの間は登録は行わない。

平成22年6月23日現在の登録者数は次のとおりである。

登録日	政令市		市部 (政令市を除く)	郡部	府計
	大阪市	堺市			
平成19年7月11日 (参議院選挙)	1,318	360	3,144	105	4,927
平成21年8月17日 (衆議院選挙)	1,496	385	3,225	111	5,217
平成22年6月23日 (参議院選挙)	1,570	410	3,324	112	5,416

2 選挙長(選挙分会長)及び同職務代理者

区分	選挙長	同職務代理者
選挙区	角野 武光	八木 博
区分	選挙分会長	同職務代理者
比例代表	角野 武光	八木 博

3 候補者

候補者の届出の受付は、公示日(6月24日(木))に、大阪府庁本館2階第1委員会室で行われた。

午前8時30分に受付を行った者は10名で、全ての届出を受理するのに約31分間を要したが、いずれも事前審査が完了していたため、スムーズに届出を受理することができた。

その後、午後5時まで届出もなく、最終的に10名の候補者で3議席が争われることとなった。立候補届出状況は、次のとおりである。

届出順	氏名	(通称)	党派
1	大川 朗子	(大川 あきこ)	社会民主党
2	北川 一成	(北川 イッセイ)	自由民主党
3	尾立 源幸	(おだち 源幸)	民主党
4	清水 忠史	(清水 ただし)	日本共産党
5	浜野 夕希子	(浜野 ゆきこ)	日本創新党
6	深田 敏子	(深田 としこ)	幸福実現党
7	川平 泰三	(川平 たいぞう)	みんなの党
8	酒井 芳枝	(岡部 まり)	民主党
9	山分 ネルソン祥興		新党改革
10	石川 博崇	(石川 ひろたか)	公明党

比例代表の名簿届出政党は、12団体であった。

届出順	名簿届出政党	名簿登 載者数	届出順	名簿届出政党	名簿登 載者数
1	幸福実現党	5	7	社会民主党	6
2	みんなの党	23	8	たちあがれ日本	9
3	民主党	45	9	日本創新党	6
4	女性党	10	10	国民新党	7
5	自由民主党	35	11	公明党	17
6	新党改革	5	12	日本共産党	18

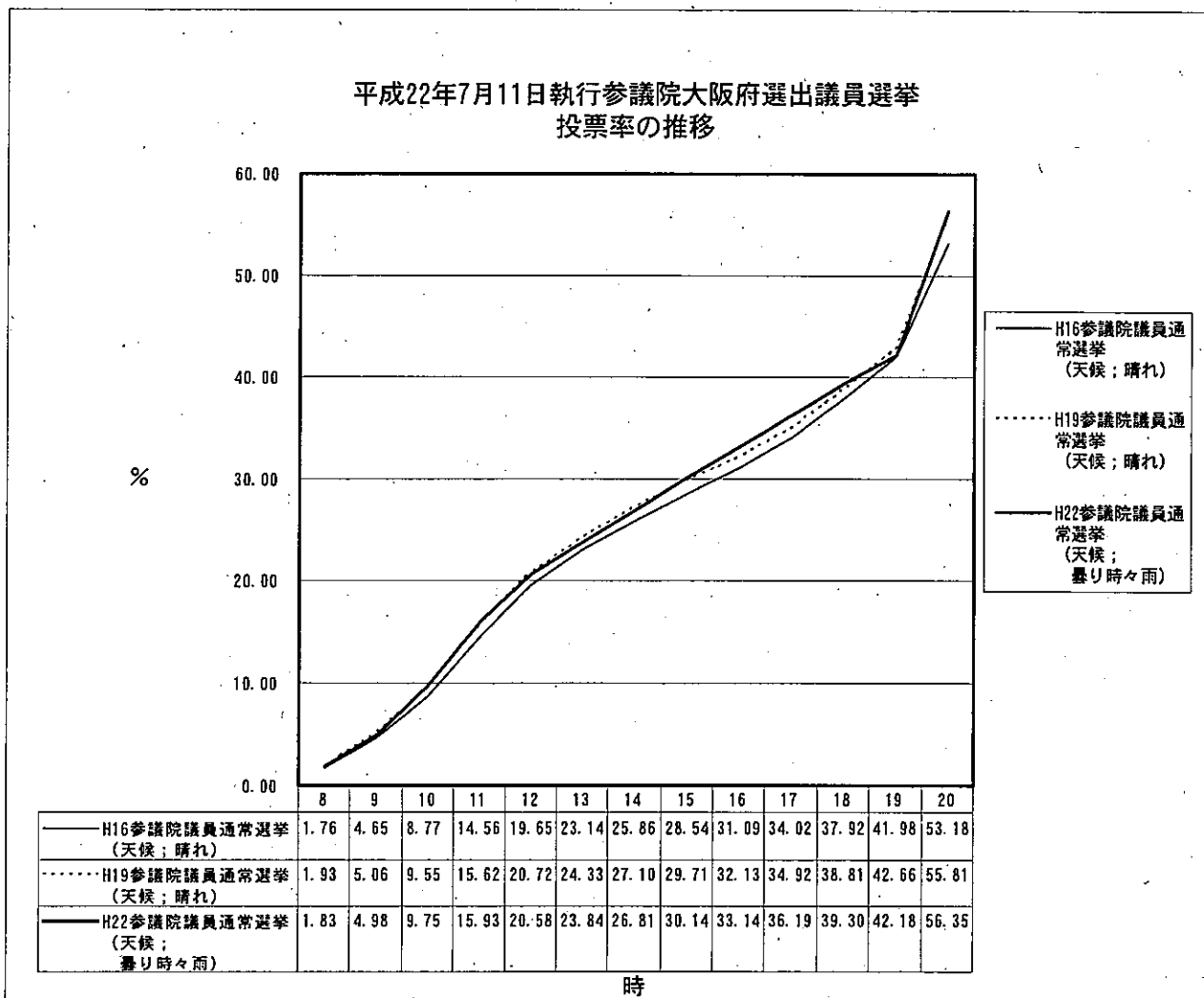
(注) 名簿登載者数は選挙当日における数である。

4 投票

投票日当日の天候は、曇時々雨であった。

投票は、府内1,779か所の投票所で午前7時から一斉に開始され、投票率は、最終的には56.35%と前回の55.81%を0.54ポイント上回る結果となった。

なお、時間別投票状況は次表のとおりである。



5 開 票

開票は、即日開票で午後8時50分から9時20分の間に府内72か所の開票所で開始された。

また、開票速報について、選挙区選挙は午後10時を初回とし、以降開票終了時刻まで30分ごとに、比例代表選挙にあつては、午後10時45分を初回とし、以降1時間毎に発表を行った。

開票事務は、選挙区選挙については翌日の午前2時27分に、比例代表選挙は同日午前6時02分にすべて終了した。

6 選挙会、選挙分会及び当選証書付与式

選挙区選挙の当選人を定める選挙会を、選挙期日の翌日7月12日午後3時から、大阪府庁本館2階第1委員会室で立会人5人（すべて候補者の届出による者）の立会いのもとで開催した。

当選人は次のとおりである。

住所	氏名
大阪府豊中市大黒町1丁目5番24号	石川 博崇
大阪府東大阪市下小阪2-4-1	北川 一成
大阪府大阪市福島区福島5丁目6番38-306号	尾立 源幸

引き続き午後3時30分から本館2階第2委員会室で当選証書付与式を行い、委員長から当選人3人（代理人1人）に当選証書を付与した。

また、比例代表選挙の大阪府内における開票結果を取りまとめる選挙分会を、同日午後4時から本館2階第1委員会室で立会人3人（政党等の届出による者1人、選挙分会長において選任した者2人）の立会いのもとで開催した。

7 選挙公営

(1) ポスター掲示場

今回の選挙のポスター掲示場数は、各投票区の面積及び平成22年3月2日現在の定時登録における選挙人名簿登録者数により算出され、その総数は12,906か所であった。

段及び区画数については、候補者の擁立を予定している政党や政治団体、新党や無所属の候補者の動向等を踏まえたうえで検討し、4月26日の委員会で3段18区画と決定し、同月27日付けで各市町村選管に通知した。

(2) 政見放送及び経歴放送

選挙区選挙における政見放送（テレビ放送及びラジオ放送）の申込みは、公示日（6月24日）午後5時の締切りまでに、10人の候補者全員が行った。

政見放送の実施放送局及び放送回数は次のとおりである。

参議院大阪府選出議員選挙政見放送日時（順序）

日本放送協会（テレビ）1回目

政見放送 の 日 時	月 日	6月30日				7月1日			7月2日		
	時 間	15時15分～ 15時41分				15時15分～ 15時35分			15時15分～ 15時35分		
各候補者の 政見放送の 順 序 (6分間隔)		大川 あきこ	山分 ネルソン祥興	浜野 ゆきこ	清水 ただし	石川 ひろたか	川平 たいぞう	深田 としこ	おだち 源幸	岡部 まり	北川 イツセイ

日本放送協会（テレビ）2回目

政見放送 の 日 時	月 日	7月6日				7月7日			7月8日		
	時 間	7時30分～ 7時56分				7時30分～ 7時50分			7時30分～ 7時50分		
各候補者の 政見放送の 順 序 (6分間隔)		大川 あきこ	山分 ネルソン祥興	浜野 ゆきこ	清水 ただし	石川 ひろたか	川平 たいぞう	深田 としこ	おだち 源幸	岡部 まり	北川 イツセイ

日本放送協会（ラジオ）1回目

政見放送 の 日 時	月 日	6月29日				6月30日			7月1日		
	時 間	7時20分～ 7時46分				7時20分～ 7時40分			7時20分～ 7時40分		
各候補者の 政見放送の 順 序 (6分間隔)		大川 あきこ	山分 ネルソン祥興	浜野 ゆきこ	清水 ただし	石川 ひろたか	川平 たいぞう	深田 としこ	おだち 源幸	岡部 まり	北川 イツセイ

日本放送協会（ラジオ）2回目

政見放送 の日時	月日	7月5日				7月6日			7月7日		
	時間	19時30分～ 19時56分				19時30分～ 19時50分			19時30分～ 19時50分		
各候補者の 政見放送の 順序 (6分間隔)		大川 あきこ	山分 ネルソン祥興	浜野 ゆきこ	清水 ただし	石川 ひろたか	川平 たいぞう	深田 としこ	おだち 源幸	岡部 まり	北川 イツセイ

テレビ大阪株式会社（テレビ）1回目

政見放送 の日時	月日	7月1日				7月2日			7月6日		
	時間	10時00分～ 10時30分				10時00分～ 10時25分			10時00分～ 10時25分		
各候補者の 政見放送の 順序 (6分間隔)		川平 たいぞう	石川 ひろたか	北川 イツセイ	山分 ネルソン祥興	深田 としこ	おだち 源幸	大川 あきこ	清水 ただし	岡部 まり	浜野 ゆきこ

テレビ大阪株式会社（テレビ）2回目

政見放送 の日時	月日	7月7日				7月8日			7月9日		
	時間	10時00分～ 10時30分				10時00分～ 10時25分			10時00分～ 10時25分		
各候補者の 政見放送の 順序 (6分間隔)		川平 たいぞう	石川 ひろたか	北川 イツセイ	山分 ネルソン祥興	深田 としこ	おだち 源幸	大川 あきこ	清水 ただし	岡部 まり	浜野 ゆきこ

株式会社毎日放送（テレビ）

政見放送 の日時	月日	7月3日					7月4日				
	時間	4時55分～5時30分					4時55分～5時30分				
各候補者の 政見放送の 順序 (6分間隔)		川平 たいぞう	清水 ただし	浜野 ゆきこ	岡部 まり	大川 あきこ	おだち 源幸	石川 ひろたか	深田 としこ	山分 ネルソン祥興	北川 イツセイ

朝日放送株式会社（ラジオ）

政見放送 の日時	月日	7月4日									
	時間	20時00分～21時05分									
各候補者の 政見放送の 順序 (6分間隔)		川平 たいぞう	浜野 ゆきこ	大川 あきこ	石川 ひろたか	岡部 まり	おだち 源幸	清水 ただし	山分 ネルソン祥興	深田 としこ	北川 イツセイ

- (注) 1 経歴放送は、各候補者の政見放送を行う直前にアナウンサーによって放送される。
- 2 候補者が政見放送を行うことができないこととなった場合においては、その候補者が行うべき政見放送と同じ時間帯に属する次順位以下の候補者の政見放送を順次繰り上げて放送する。
- 3 政見放送の申込みをしなかった候補者又は政見の録画、録音に向かなかつたために政見放送が行われない候補者の経歴放送は、政見放送を行う各時間帯のうち、各候補者の政見放送を行うべき時間に含まれない時間において、他の候補者の政見放送が全て終了した後、これに引き続き行う。

単独経歴放送	日本放送協会（テレビ）	7月6日	11時35分～11時54分
	日本放送協会（ラジオ）	7月1日	11時05分～11時25分
		7月5日	11時05分～11時25分
		7月8日	11時05分～11時25分

(3) 個人演説会等

府内の公営個人演説会等の会場は、3, 419か所で、これらの施設を使用して開催された個人演説会は116回であった。

(4) 選挙公報

選挙区選挙に係る選挙公報の掲載申請期間は公示日とその翌日であったが、公示日（6月24日）に10人の候補者全員から掲載の申請があった。

比例代表選挙については、12団体すべての名簿届出政党等が中央選挙管理会に掲載申請を行い、その原稿は6月28日に総務省において引き渡された。

選挙公報の配布については、市区町村の職員、自治会、宅配業者、新聞折込み等により行われ、選挙期日前2日までに各世帯への配布が完了された。

区 分	印刷部数	印刷日程	市区町村選管への配付部数	市区町村選管への配付日
選挙区	4,406,000	6月27日～6月28日	4,403,100	6月28日～6月29日
比例代表	4,406,000	6月30日～7月1日	4,403,100	6月30日～7月2日

(5) 選挙運動用ビラ

選挙区選挙における選挙運動用ビラは、候補者1人につき府選挙管理委員会に届け出た2種類以内で30万枚以内を、比例代表選挙の名簿登載者は中央選挙管理会に届け出た2種類以内で25万枚以内を頒布することができる。

選挙区選挙における候補者の選挙運動用ビラの届出状況は次のとおりである。

候補者数	選挙運動用ビラの届出のあった候補者数（人）			公営の適用を受けられる候補者数
	1種類	2種類	計	
10人	5人	5人	10人	6人

(6) 新聞広告

選挙区選挙の候補者は、選挙運動期間中に限り、いずれかの新聞に無料で5回、新聞広告を掲載することができる。

今回の選挙では10人の候補者全員が各々5回新聞広告を行った。

その状況は次のとおりである。

新聞社名 候補者名	朝日新聞	毎日新聞	読売新聞	産経新聞	日経新聞	計
大川 あきこ (大川 朗子)	2	1	1	1		5
北川 イッセイ (北川 一成)	1	1	2	1		5
おだち 源幸 (尾立 源幸)	1	1	1	1	1	5
清水 ただし (清水 忠史)	1	1	2	1		5
浜野 ゆきこ (浜野 夕希子)	1		2	2		5
深田 としこ (深田 敏子)	1		2	1	1	5
川平 たいぞう (川平 泰三)	2	1	2			5
岡部 まり (酒井 芳枝)	1	1	1	1	1	5
山分 ネルソン祥興	1	1	2	1		5
石川 ひろたか (石川 博崇)	1	1	1	1	1	5

(7) 選挙運動費用の一部公費負担

選挙運動用自動車の使用、通常葉書、選挙運動用ビラ、選挙事務所用立札看板（選挙運動用自動車等取付用・個人演説会場用）並びに個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターの作成に要した費用については、当該候補者の供託物が没収されない限り、一定の限度額の範囲内において国が負担する制度となっている。

① 契約の届出及び負担

区 分		契約届出者	公費負担の 対 象 者	公費負担額 (円)
選挙 運動 用 自動 車	① 一般乗用旅客自動車 運送事業者との契約	0	0	0
	② ①以外の契約	車	6	1,247,919
		燃 料	5	412,608
		運転手	5	1,042,000
通 常 葉 書		6	6	3,121,600
選 挙 運 動 用 ビ ラ		6	6	8,895,000
選 挙 事 務 所 用 立 札 看 板		6	6	1,546,068
選挙運動用自動車等取付用立札看板		6	6	1,170,960
個人演説会場用立札看板		5	5	958,210
個人演説会告知用ポスター及び 選挙運動用ポスター		6	6	9,912,672

② 公費負担の対象と限度額

公費負担の対象		公費負担の限度額（単価）	
選挙運動用自動車	1 一般運送契約 (タクシー等。自動車を運転手・燃料込みで借上げ)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (同一の日については1台に限る)	各日について64,500円
	2 その他の契約	イ 自動車借入れ契約 (自動車のみをレンタル)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (同一の日については1台に限る)
		ロ 燃料供給の契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金 7,350円×選挙運動の日数 (17日間)
		ハ 運転手雇用の契約	選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額 (同一の日については1人に限る)
		1の契約と2の契約は選択 <small>(選挙運動期間中の日数においていずれの契約が締結されている場合は、公費負担の対象となるのは、いずれか一方のみ)</small>	
通常葉書の作成	35,000枚以下の場合		単価 = 7円50銭
	35,000枚を超える場合 (限度枚数80,000枚)		単価 = $\frac{262,500円 + 6円48銭 \times (作成枚数 - 35,000)}{作成枚数}$ …1銭未満の端数は切上げ ※80,000枚の場合は6円93銭
ピラの作成	50,000枚以下の場合		単価 = 7円30銭
	50,000枚を超える場合 (限度枚数 300,000枚)		単価 = $\frac{365,000円 + 4円88銭 \times (作成枚数 - 50,000)}{作成枚数}$ …1銭未満の端数は切上げ ※300,000枚の場合は5円29銭
選挙事務所用立札・看板の作成	事務所1箇所につき 3枚 (事務所は3箇所まで設置可能)	単価 = 53,388円	
自動車等取付用立札・看板の作成	限度枚数 4枚	単価 = 50,548円	
個人演説会場用立札・看板の作成	限度枚数 5枚	単価 = 38,621円	
ポスターの作成	当該候補者を通じて、作成単価(右に示した単価の限度額以内)に作成枚数(選挙区内のポスター掲示場数×2枚以内)を乗じて得た金額 ポスター掲示場数 12,906箇所		1 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合 単価 = $\frac{301,875円 + 510円48銭 \times ポスター掲示場数}{ポスター掲示場数}$ …1円未満の端数は切上げ
			2 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合 単価 = $\frac{557,115円 + 26円73銭 \times (ポスター掲示場数 - 500)}{ポスター掲示場数}$ …1円未満の端数は切上げ

8 選挙運動費用の支出金額の制限額

選挙運動費用に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

大阪府選出議員選挙 59,250,000円

9 明るい選挙の推進

明るくきれいな選挙を推進するため、「選挙をきれいにする国民運動推進大阪府本部」は、次の声明を発表した。

選挙をきれいにする国民運動推進大阪府本部 声 明

近く、第22回参議院議員通常選挙が執行されますが、国民の意思が正しく政治に反映され、民主主義が健全に発展するためには、不正や腐敗をなくし、明るくきれいな選挙が行われることが大切です。

しかしながら、最近の選挙においても、買収、供応、文書違反、公共物への掲示箇所違反等の選挙犯罪が跡を絶たない状況にあることは、本当に残念です。

私たちは、明るくきれいな選挙を実現するために全力を注ぎ、違法な行為に対しては厳正な措置を行う決意です。

政党、立候補予定者、その他関係者におかれましては、国民の期待に応え、法令の定めに従い、ルールを守って、きれいな選挙を進められるよう、自戒自粛を強く求めます。

一方、有権者の皆様には、選挙違反を厳しく批判し、主権者としての自覚を持ち、良識ある行動をとられるとともに、投票は主権者である私たちが政治に参加する最も重要な機会であることに鑑み、貴重な一票を必ず行使されるよう期待します。

平成22年5月25日

選挙をきれいにする国民運動推進大阪府本部

大阪府選挙管理委員会
大阪府明るい選挙推進協議会
大阪地方検察庁
大阪府警察本部
大阪市選挙管理委員会
堺市選挙管理委員会
大阪府都市選挙管理委員会連合会

臨時啓発事業の内容は次のとおりである。

なお、統一標語「さあ投票 選挙の主役はあなたです」を各啓発事業に活用した。

第22回参議院議員通常選挙啓発事業一覧

事業の種類	事業の概要	実施時期
ポスターの掲示	<p>選挙期日・投票を呼びかけるメッセージ等を記載したポスターをJRほか鉄道の主要駅及び車内に掲示するとともに、府及び府内市町村の庁舎等に掲示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府関係機関等 339枚 ・市町村(43団体) 2,190枚 ・電車駅貼 455枚 <p>⇒JR、南海、近鉄、阪急、京阪、阪神の府内駅 (大阪モノレールは無償協力)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・百貨店等 1,085枚 <p>⇒百貨店、スーパー、遊園地、ショッピングセンター等</p> <p>合計 4,069枚</p>	<p>順次実施 ↓ 7月11日</p>
懸垂幕の掲出	<p>選挙期日及び選挙標語を記載した懸垂幕を作成し、庁舎等に掲出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府庁本庁舎(本館、別館、本館前歩道橋) 3か所 5流 ・府出先機関等 16か所 16流 <p>府 税 務 所 11か所 11流 土 木 事 務 所 2か所 2流 成 人 病 セ ン タ ー 1か所 1流 急 性 期 ・ 総 合 医 療 セ ン タ ー 1か所 1流 呼 吸 器 ・ ア レ ル ギ ー 医 療 セ ン タ ー 1か所 1流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村庁舎 40か所 40流 <p>合計 59か所 61流</p>	<p>6月24日 ↓ 7月11日</p>
ハンドレールによる啓発	<p>地下鉄御堂筋線駅構内のエスカレータの手すりに、選挙期日・選挙標語等を記載したフィルムをラッピングし、投票参加を呼びかけた。</p> <p>⇒梅田、淀屋橋、本町、心斎橋、なんば、天王寺</p>	<p>6月28日 ↓ 7月11日</p>
JR大阪環状線駅の液晶ディスプレイによる啓発	<p>JR大阪環状線12駅の液晶ディスプレイを利用して、投票参加を呼びかけた。</p> <p>⇒大阪、天満、京橋、大阪城公園、森ノ宮、玉造、鶴橋、桃谷、天王寺、大正、西九条、野田</p>	<p>6月28日 ↓ 7月11日</p>
アナウンスによる啓発	<p>JRほか鉄道会社・百貨店等に対して、利用者への投票参加のアナウンスを依頼した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道…JR、南海、近鉄、阪急、京阪、阪神、北大阪急行、大阪モノレール、水間鉄道 ・百貨店等…百貨店、スーパー、遊園地、ショッピングセンター等 	<p>6月24日 ↓ 7月11日</p>

<p>広報紙等への掲載 による啓発</p>	<p>府及び市町村の広報紙等に選挙期日・選挙標語等の掲載を依頼した。</p> <p>〔府広報媒体〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット 大阪府ホームページ（選挙管理委員会）内にて開設 ・府と企業とのタイアップ広告 道頓堀雪印ネオン広告（SNOWBRAND VISION） ・マイカル折込チラシ広告（無償協力） ・庁内ウェブページ 	<p>順次実施 ↓ 7月11日</p>
---------------------------	--	-----------------------------